

厚真町の保健・福祉事業

厚真町が母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法、児童福祉法、障害者自立支援法、介護保険法などに基づいて実施している事業やその内容及び厚真町が独自に取り組んでいる保健福祉事業の主なものを掲載しています。

詳しいことは、役場町民福祉課のそれぞれの窓口にお問い合わせください。

☎ 0 1 4 5 (2 7) 2 3 2 1 (厚真町役場)

0 1 4 5 (2 6) 7 8 7 1 (総合ケアセンターゆくり)

北海道厚真町町民福祉課

保健事業

1. 母子保健事業

No	事業名	事業の概要
1	母子健康手帳の交付	健やかな子どもを産み育てるために、妊婦の届け出により母子健康手帳の交付を行い、妊娠期を心身ともに健康に過ごすことができることを支援。また、母子健康手帳の妊娠 12 週末満の早期交付のPR。
2	妊婦訪問指導事業	妊娠期を心身ともに健康的に過ごすことができるように日常生活指導を実施し、母体の疾病の予防や早期発見を支援。 ・対象者 ①妊娠高血圧症(妊娠中毒症)など妊娠・出産に支障を及ぼす疾病の既往者 ②未熟児等異常児の出産経験者 ③生活上、特に指導が必要な妊婦 ④妊娠・出産・育児に不安のある妊婦 ⑤妊婦健康診査の結果により、保健指導が必要な妊婦
3	妊婦健康診査事業	妊婦の健康診査を行うことにより、異常を早期に発見し適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健康な児の出生への支援。 ・対象者 全ての妊婦 ・実施方法 医療機関に委託 ・事業内容 以下の受診票を交付 ア) 一般健康診査受診票 (8, 12, 16, 20, 24, 26, 28, 30, 32, 34, 36, 37, 38, 39週) 計 14 回分 イ) 超音波検査受診票 (8, 12, 20, 24, 26, 30, 34, 36, 37, 38, 39週) 計 11 回分
4	妊婦歯科検診	妊娠中のつわり、唾液の性質の変化やホルモンの影響で口腔内の異常をきたす状態になることから歯科検診を実施。また、母親教室、妊婦訪問などで口腔衛生管理の具体的な方法や栄養の取り方を指導。 ・対象者 全ての妊婦(母子手帳申請のあった方) ・実施方法 厚真歯科へ委託 ・事業内容 妊娠18週～25週に受診票を送付し、受診勧奨
5	母親教室の開催	講義や実習をとおり、妊娠、出産、育児についての知識を得て、自ら実行できるように支援。 ・対象者 全ての妊婦 ・実施方法 妊娠中の栄養について(調理実習)、母乳のはなし、妊娠中の口の中のケアについて、妊婦同士の交流など
6	両親学級 (パパママ教室)	妊娠、出産、育児は夫婦が共同で行う必要があることから、夫婦で育児技術を身に付けることを支援。 ・対象者 妊婦と夫 ・実施内容 胎児の成長について(講義)、妊婦体験、沐浴(演習)、夫婦の交流など
7	産婦訪問指導	対象者を早期に把握し、適切な時期に保健師が家庭訪問して、育児に対しての不安をなくし、母乳栄養の確立、産後の家族計画を支援。 ・対象者 全ての妊婦

No	事業名	事業の概要
8	新生児訪問事業	育児支援のため町内で生まれた子全員を訪問し、発達の確認や母親の育児不安に対応。 ・対象者 全ての新生児(出生後、28日を経過しない乳児)
9	未熟児訪問指導事業	未熟児は、病気にかかりやすく死亡率が高く、心身に障がいを残す確率が高いことから、出生から適切な保健指導を実施。 ・対象者 未熟児(出生体重 2,500g以下)
10	乳幼児健康診断事業	乳幼児の健康的な生活を確保するため、健康状態や成長発達を確認し、個々に応じた支援を提供(年4回実施)。 ・対象者 3か月児～6か月児及び9か月～12か月児 ・実施内容 問診、計測、小児科診察、保健・栄養指導、歯科相談(9～12か月児のみ)
12	ブックスタート事業	乳児健康診査時に、絵本の紹介と合わせて、絵本などプレゼント。 ・対象者 3か月～6か月児
13	歯科健診・歯科指導 (フッ素塗布)	乳歯のむし歯の発生を未然に防ぎ、丈夫な歯を作るための歯科健診、フッ素塗布の実施。また、正しい歯磨き方法や適切な糖分摂取など生活習慣についての支援(各保育所でも実施)。 ・対象者 12か月～就学前の児 ・実施内容 歯科健診、フッ素塗布、保健・栄養指導
14	虫歯のない子の表彰	3歳～4歳児で、歯科健診、フッ素塗布を継続して受け、むし歯のない子どもの把握と表彰。
15	1歳6か月児 健康診査事業	子の健康的な生活を確保するため、健康状態や成長発達を確認し、個々に応じた支援を提供(年3回実施) ・対象者 1歳6か月～1歳9か月 ・実施内容 小児科診察、歯科診察、歯科相談、問診、計測、保健・栄養相談
16	3歳児 健康診査事業	子の健康的な生活を確保するため、健康状態や成長発達を確認し、個々に応じた支援を提供(年3回実施)。 ・対象者 3歳～3歳4か月 ・実施内容 小児科診察、歯科診察、歯科相談、問診、計測、保健・栄養相談、尿検査、視聴覚
17	予防接種事業	予防接種法等に基づいて各種の予防接種の実施。 ・対象者 予防接種去による対象者 ・実施内容 個別接種 BCG以外の予防接種 集団接種 BCG(乳児健診にて実施) ・実施回数 3種混合 4、10月を除く各月1週間 2種混合 8、2月の各月2日間 ポリオ 4、10月の各月1週間 MR混合(麻疹・風疹) 4月～翌年3月の各月1週間 BCG 乳児健診時に実施5、8、11、2月

No	事業名	事業の概要
18	離乳食講習会	<p>離乳食についての知識の修得と試食などを通して親の交流を図る教室の開催(年4回 実施)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 3か月～6か月の子の親 ・実施内容 離乳食の進め方、幼児の発達、アレルギー、食品添加物、乳幼児期の発達と生活習慣全般
19	子育て講座 すくすく教室	<p>幼児期の食生活、日常生活についての知識の普及と生活習慣の改善を図る教室の開催(年3回実施)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 子育て支援センターを利用している親子 ・実施内容 肥満、アレルギー、むし歯、幼児期の発達と生活習慣全般
20	各種健診等 栄養指導事業	<p>各種健診時に、栄養指導基準に該当する乳幼児に対して、栄養指導の実施。 【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳児健康診査(乳幼児相談を含む) ※ 身体または歯、食事に関する事項 ○1歳6か月児及び3歳児健康診査 ○歯科健診・フッ素塗布
21	保育所給食献立 保育園栄養指導	<p>常設保育所の一般給食及び離乳食の献立作成による栄養管理及び保育園児を通じての保育者、保護者、家族への栄養教育の実施。</p>
22	子ども料理教室 開催事業	<p>発育期の児童の食習慣と健康づくりに関する意識を高め、子どもたちの健康の増進を支援(年2回開催)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学校1年生～4年生の児童と親 ・実施内容 栄養に関する話、調理実習、試食、軽スポーツ
23	親子料理教室 開催事業 (保育園栄養指導事業 と同一事業)	<p>親子で料理を作りながら、幼児期の食生活の正しい知識の普及と食事の大切さを伝える(年3か所(各へき地保育所))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 保育園児と親 ・実施内容 栄養に関する話、調理実習、試食

2. 老人保健事業

(1) 各種健康診査

No	事業名	事業の概要
1	基本健康診査	<p>メタボリックシンドローム予備群と該当者および生活習慣病の早期発見のため、身体測定、問診、血圧測定、尿検査、血液検査、腹囲測定、心電図検査(該当者のみ)を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 35～39歳、75歳以上、生活保護受給者 ・実施回数 ①集団(巡回)健診:6/7～10、6/15～18 ②個別 :7/1～8/31(あつまクリニック診療時間内) ・委託先 あつまクリニック
2	肺がん・結核検診	<p>特定健診・基本健康診査との併用検診で実施。肺がん検診のX線検査による1次検診及び町が実施する未受診者検診は無料。喀痰検査は500円(70歳以上及び生活保護世帯は無料)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 肺がん/35歳以上、結核/65歳以上(施設、事業所受診者、治療中の者を除く) ・委託先 結核予防会
3	胃がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 40歳以上(施設、事業所受診者、治療中の者を除く) ・自己負担 1次検診は1,500円(70歳以上及び生活保護世帯は無料) ・実施回数 7月 5日間 ・委託先 対がん協会
4	大腸がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 40歳以上(施設、事業所受診者、治療中の者を除く) ・自己負担 1次検診は500円(70歳以上及び生活保護世帯は無料) ・実施回数 7月 5日間 ・委託先 対がん協会
5	子宮がん検診	<p>1次検診は、問診、視診、子宮頸部細胞診及び内診とし、希望者には経膈超音波検査を実施。また、問診により医師が必要とした場合は子宮体部細胞診を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 20歳以上 ・自己負担 1,500円(70歳以上及び生活保護世帯は無料) 経膈超音波検査は1,000円 ・実施回数 年1回(乳がん検診と併用検診) ・委託先 対がん協会
6	乳がん検診	<p>問診、視診及び触診、マンモグラフィー検査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 40歳以上 ・自己負担 50歳未満 2,000円 50歳以上 1,500円 (70歳以上及び生活保護世帯は無料) ・実施回数 年1回(子宮がん検診と併用検診) ・委託先 対がん協会
7	骨検診	<p>超音波骨密度測定(踵骨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 40代から50代の閉経前後の女性 ・自己負担 2,000円 ・実施回数 年1回(子宮がん検診、乳がん検診と併用検診) ・委託先 対がん協会
8	総合がん検診	<p>胃・大腸・子宮・乳・前立腺がん検診を実施(希望する検診のみ受診可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 上記記載の各種がん検診同様 ・自己負担 // ・実施回数 年1回 ・実施場所 対がん協会 札幌検診センター(バスによる送迎あり)

(2) 各種教室

No	事業名	事業の概要
1	健診結果説明会	<p>町民が自分の健康状態を知り、生活習慣の見直しができるように支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 基本健康診査の結果、特定保健指導区分において <ul style="list-style-type: none"> ア) 積極的支援該当者 イ) 動機づけ支援該当者 ウ) メタボリックシンドローム以外で生活習慣の見直しが必要な者 ・実施内容 保健指導・栄養指導・運動指導 ・実施時期 8月～9月 <p>※75歳以上、医療機関に受診中の者は除くが受診中の者で病状コントロールができていない者、保健指導が必要と思われる者は対象とする。</p>
2	冬季栄養健康教室	<p>高血圧、脂質異常症、糖尿病に対する正しい知識を普及し、生活習慣病の予防・改善のために実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 一般町民 ・実施内容 調理実習、運動、血圧測定等 ・実施時期 12月～3月
3	団体依頼健康教育	<p>健康に対する普及・啓発の場として各種団体に対して実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 町内団体の会員等 ・実施内容 健康教育 ・実施時期 随時

3. 国民健康保険保健事業

No	事業名	事業の概要
1	特定健診	<p>メタボリックシンドローム予備群及び該当者を抽出するため、身体測定、問診、血圧測定、尿検査、血液検査、腹囲測定、心電図検査(該当者のみ)を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 40～74歳の国民健康保険加入者 ・実施回数 ①集団(巡回)健診: 6/7～10、6/15～18 ②個別 : 7/1～8/31(あつまクリニック診療時間内) ・委託先 あつまクリニック
2	脳ドック検診	<p>脳血管疾患の早期発見・早期治療のため血圧・脈拍測定、X線撮影、MRI検査、MRA検査、総合診断を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 国保保険料の滞納がない被保険者で脳疾患の治療を受けていない40～65歳までの5歳刻みの者 ・自己負担 10,000円 ・委託先 苫小牧市医師会
3	特定保健指導	<p>特定健診受診者が、自分の健康状態を知り、生活習慣の見直しができるように支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 特定健康診査の結果、特定保健指導区分において、 <ul style="list-style-type: none"> ア) 積極的支援該当者 イ) 動機づけ支援該当者 ・実施内容 初回面接及び継続支援(保健師・栄養士による訪問等) ・実施時期 8月～3月
4	ヘルスアップ事業	<p>特定健診受診者で、特定保健指導区分非該当者に対する、生活習慣病の早期発見、早期治療につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 特定健診受診者で特定保健指導区分非該当者のうち、生活習慣病有所見者 ・実施内容 保健師による家庭訪問等 ・実施時期 10～3月

福祉事業

1. 児童福祉

※国や道の事業も含まれます。

No	事業名	事業の概要
1	保育事業	常設保育所(京町保育園/定員 60人)及びへき地保育所(3か所)の開設。
2	一時保育事業	保育所に在籍しない1歳6か月～就学前の幼児を、京町保育園で一時的に保育。
3	保育料の軽減措置	国の基準保育料の軽減措置の継続。 義務教育修了前の児童を3人以上養育する方の保育料の軽減措置の新規追加(常設保育所)。
4	低年齢児保育事業	6か月～2歳児までを対象とした低年齢児保育の実施(京町保育園)。
5	児童手当の支給	児童手当法に基づく手当の支給(小学校修了前まで) ※平成22年2～3月まで
6	子ども手当での支給	平成22年度における子ども手当での支給に関する法律に基づき、子ども手当で支給する(中学校修了前までの子ども一人につき、月額13,000円(所得制限なし))
7	児童委員活動事業	地域における児童虐待の早期発見、不登校、青少年の非行問題の対応及び子育て支援事業。
8	児童扶養手当の支給	離婚・死亡等により父親と生計が同じでない18歳に達した年の年度末までの児童、20歳未満の障害児を育てている母親又は扶養者を対象(※公的年金を受給している場合を除く)。
9	児童虐待防止連絡事業	児童虐待防止のための町内組織(厚真町子どもを虐待から守る地域ネットワーク会議)の活用。児童相談所、保健所(周産期養育者支援保健・医療連携システム)との連携による早期発見。
10	特別児童扶養手当の支給	精神、または身体に障害のある20歳 未満の児童を育てている養育者に支給。
11	ひとり親家庭等医療費の支給	親(父又は母)と子(親に扶養されている20歳までの者)で、入院・通院の医療費を助成します。 ・助成額 町民税非課税世帯か、世帯全員の所得合計が240万円以下の世帯の場合は、初診時の一部負担金のみを自己負担し、残額を助成します。
12	乳幼児等医療費助成事業	0歳～就学前の児童が入院・通院した場合、小学生が入院した場合の医療費を助成します。 ・助成額 0歳就学前までの児童の入院・通院：初診時一部負担金のみを自己負担とし、残額を助成します。 小学校の入院：町民税非課税世帯か、世帯全員の所得合計が240万円以下の場合、初診時一部負担金のみを自己負担とし、残額を助成します。 上記以外の世帯の場合は、初診料を含めて1割を自己負担(上限 44,400円)とし、残額をします。 ※ 小学生の入院については、平成20年10月より助成対象となりましたので、受給者証の交付を受け付けてない児童については、入院する際、事前に受給者証の交付申請を行ってください。
13	子育て支援医療費還元事業	乳幼児等医療費助成事業の対象となっていない小・中学校の通院と中学生の入院について、医療費自己負担額を「子育て支援厚真町金券」に交換して町内の商店で買い物などができる。 【還元内容】 ・医療費自己負担額は、町民税費課税または世帯合計所得240万円以下の場合、初診時一部負担金を控除した額を還元する。 ・世帯合計所得240万円を超える場合は、一割負担(上限:通院12,000円、入院44,400円)を控除した額を還元する。

No	事業名	事業の概要
14	学童保育所の開設	放課後児童の健全育成事業として小学1年生～4年生までを対象に、厚真地区(児童会館)と上厚真(厚南会館)で実施。
15	児童会館の開設	児童生徒の健全育成及び活動の場として設置(通常、厚真地区の学童保育所として利用)。
16	子育て支援センターの開設	京町保育園に併設。年8回の保健相談指導、子育てルームの開放、育児相談、センター情報紙の発行、子育て講座の実施。
17	出産祝い金の支給	第3子以降の児が産まれた場合に10万円を支給。

2. 障がい者（児）福祉（教育含む）

※国や道の事業も含まれます。

No	事業名	事業の概要
1	障がい児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業。
2	障がい者 自立支援給付事業	① 障がいを理由としたホームヘルパーの派遣やグループホーム、施設利用における自立支援給付事業 ② 身体障がい等により身体の欠損または損なわれた身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される補装具を給付する事業
3	障がい者 地域生活援助事業	① 社会福祉士による総合的な相談に応じる障がい者相談支援事業 ② 家族のレスパイトや日中活動の場の提供を行う日中一時支援事業 ③ 屋外での移動や外出に困難がある方を支援する移動支援事業 ④ 重度障がい者について紙おむつ等を給付する日常生活用具給付事業 ⑤ 町内での社会適応訓練や社会参加を促す社会参加促進事業 ⑥ 障がいによる自動車の改造にかかる自動車運転免許・改造助成事業
4	特別支援教育事業	小中学校の保護者が希望した場合に、特殊学級等での受け入れ。
5	発達支援センター 事業	子どもの成長や発達について、相談や支援を行います。 ○たけのこ教室(早期療育活動) 2人の専任指導員により、発達の遅れや心身の成長に不安がある子どもについて、通級(たけのこ教室)たによる支援を行います。 ○発達支援センター 支援が必要な成人前までの子どもたちの発達や心身の状態について、専門支援機関や学校等と連携し、相談や適切な支援をコーディネートします。
6	重度心身障がい者 医療費助成事業	1級から3級の身体障害者手帳の交付者(3級は内部障害のみ)及び重度の知的障害者(概ねIQ35以下、身体障害がある場合は、概ねIQ50以下)で、入院・通院の医療費を助成します。 ・助成額 町民税非課税世帯か、世帯全員の所得合計が240万円以下の世帯の場合は、初診時の一部負担金のみを自己負担とし、残額を助成します。 上記以外の世帯の場合は、初診料を含めて1割を自己負担とし、残額を助成します。 ※ 自己負担の上限は、入院:44,400円、通院:12,000円 受給者が就学前の場合は、乳幼児と同様の扱いになります。 65歳以上の方は、後期高齢者医療保険に加入していなければなりません(65歳から74歳までの後期高齢者医療保険の加入は任意です)。
8	サマースクール	5歳以上の「たけのこ教室」の通級児・通級経験児と保護者及び町内に保護者が居住する施設利用者並びに養護学校等の寄宿生とその家族で、年齢が12歳以上20歳未満を対象に夏休み期間に2日間実施。
9	通院費助成事業	腎臓機能障害(人口透析療法)及び特定疾患の治療のための通院に要した交通費を助成。
10	人工透析患者等送迎 サービス事業	人工透析療法を受けている者や車椅子を利用している者の肉体的、経済的負担を軽減するため送迎サービス(週6日)実施。
11	精神回復者支援事業	精神回復者や家族が共同作業所への通所のほか通院交通費の助成

※詳しくは、町民福祉課に配布しております「障がい福祉ガイドブックをご覧ください。

No	事業名	事業の概要
12	更正医療の給付	<p>障がいの軽減や機能回復のために必要な医療を指定医療機関に委託をして給付。</p> <p>【給付される医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい／水晶体摘出手術、網膜剥離等 ・聴覚障がい／穿孔閉鎖術等 ・言語障がい／形成術、薬物、暗示療法による療法等 ・肢体不自由／人工関節置換術、切断端形成術等 ・内部障がい／人工透析(腎臓機能障がい)、ペースメーカー埋め込み手術(心臓機能障がい)、中心静脈栄養法(小腸機能障がい)、抗H I V療法(H I Vによる免疫機能障がい)等
13	特別児童扶養手当	<p>在宅で20歳未満の一定以上の障がいのある児童と同居し、養育している父母等に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 (平成18年3月末現在) <ul style="list-style-type: none"> ① 1級 月額 50,900円 ② 2級 月額 33,900円 <p>※所得制限があり、児童が障害年金等を受給できる場合は支給されません。</p>
14	特別障害給付金	<p>国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給されない障がい者に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 次に該当する者で任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障がいの状態にある者(65歳以前に障がい状態に該当する者) <ul style="list-style-type: none"> ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象にあった学生 ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者 ・支給額 (平成18年3月末現在) <ul style="list-style-type: none"> ① 障害基礎年金1級相当月額5万円 ② " 2級相当月額4万円 <p>※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合は、その受給額分を差引いた額となります。</p>
15	障がい児福祉手当	<p>20歳未満の在宅の重度障がい児で、日常生活で常時介護を必要とする程度の障がいに対して支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 (平成22年4月末現在) 月額 14,380円

3. 高齢者福祉（介護サービス含む）

基本的考え方

◆高齢者保健福祉分野◆

1. 高齢者の能力に応じて、自立した日常生活を送ることができる自立支援サービスの確立
2. 高齢者の人格、人権を尊重し、地域ぐるみで自立を支援する体制の確立
3. 高齢者の潜在的・顕在的能力を生かし、できる限り地域社会に参加できる条件の整備

◆介護保健分野◆

4. 経済的理由などに左右されない、利用者本位で公正な介護サービス体制の確立
5. 介護を要する状態になっても、安心と希望を持って老後を迎えることができる介護基盤の整備
6. 在宅で介護を要する高齢者がいても、家族が安心して生産に従事できる居宅介護サービスの確立

（1）在宅高齢者生活支援サービス

No	事業名	事業の概要
1	①寝具洗濯乾燥サービス事業	65歳以上の一人暮らしの人を対象に、ふとんの丸洗いを年1回、乾燥を年2回。
2	①緊急通報システムの設置事業	70歳以上の一人暮らしの人が、急病など緊急な場合に消防署に通報。
3	①軽度生活援助事業	介護保険の対象とならない65歳以上の一人暮らしの人にホームヘルパーを派遣。（社会福祉協議会に業務委託）
4	①生活管理指導短期宿泊事業	介護保険のショートステイの対象とならない65歳以上の高齢者と同居している家族が、旅行や冠婚葬祭などで家を留守にする場合など特別養護老人ホームで一時的に介護。（豊厚園に委託）
5	①生きがい活動支援通所事業	介護保険によるデイサービスの対象とならない虚弱な65歳以上の人に対して、デイサービスの定員の範囲内でサービスを提供。
6	①居宅介護サービス利用負担額軽減対策事業	住宅改修費の支給限度額に10万円を限度に上乗せ補助。
7	①介護住宅改修補助事業	介護保険による要介護者等がいる住宅のトイレや浴槽、居室などを改修する場合に、 ・ 所得税非課税世帯は、70万円 ・ 所得税課税世帯は、35万円を限度に補助。
8	①生活支援センター「ともいき荘」運営事業	60歳以上の一人暮らし、虚弱な夫婦世帯、自宅で十分な生活援助を受けられない人の生活を支援する居住施設。平成13年4月に開設。 (単身者室 14室、夫婦室 3室)
10	①外出支援サービス事業(機能回復訓練移送事業)	週3回、パワーリハビリテーションの参加者を自宅から総合ケアセンター「ゆくり」まで送迎。(いずれも、町内のバス会社に運行委託)

No	事業名	事業の概要
11	④ 循環福祉バスの運行	路線バスが運行していない地区の65歳以上の人や身体障害者などを対象に、厚真地区と厚南地区を1日置きに循環バスが運行し、買い物や通院を支援。
12	④ バス利用補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バスが運行している地区の65歳以上の高齢者などを対象に通院、買い物などであつまバスを利用した町内移動は1回当り利用者負担が100円の無料パスを発行。 ・ 町外移動は、介護保険料段階が1～3段階の方は月3往復分無料、4段階以上の方については半額助成。
13	④ 入浴助成事業	70歳以上の人々の健康増進と引きこもり防止のために、月1回分の「こぶしの湯」の入浴券を発行。
14	④ 高齢者大学の開催	65歳以上の人々の生きがい対策と引きこもりを防止するため、年10回開催。
15	④ ペタンク大会の開催	65歳以上の人々の交流と健康維持、引きこもり防止のため、年1回実施。
16	④ 高齢者生活自立支援センター運営事業	介護保険サービス基盤整備事業補助金(全額補助)により町内の北部地区に、高齢者の交流、転倒予防・機能訓練事業、介護技術の研修の場として平成11年10月に建設。総面積は304.54㎡。(機能訓練室、クラフト室、介護者交流室、休憩室等)
17	④ 介護手当支給事業	要介護3以上の要介護者を介護している家族に対し、慰労金として月額1万円を支給。
18	④ 介護タクシー利用者助成	要介護度が重く自家用車での通院が困難なため、介護タクシーで苫小牧市内の病院に通院する場合に往復料金の半額を助成。
19	④ 老人クラブ健康教室	各老人クラブを対象に転倒予防、口腔衛生について講話や実技などを実施。
20	④ 高齢者料理教室	65歳以上の高齢者を対象に、食生活改善推進協議会がバランスの取れた食生活のための料理教室を実施。
21	④ 100歳祝い金、米寿祝い金支給事業	満100歳を迎えた高齢者に誕生日に20万円を支給。数え年88歳を迎えた高齢者に、敬老の日に3万円を支給。

④は、補助金を一切含まず、町単独事業として取り組んでいる事業。

(2) 社会福祉協議会の在宅サービス(介護保険サービスを除く)

No	事業名	サービスの内容
1	ほのぼの人生のつどい	65歳以上の一人暮らしの高齢者の交流を図るために、町内の施設などで毎年2回実施。
2	高齢者ふれあい交流会	在宅サービス、施設サービスの利用者、一人暮らしの高齢者を対象に、ゲームなどをとおしての交流。
3	住宅環境改善事業	概ね70歳以上の一人暮らしの高齢者等を対象に、窓枠のビニール張り、蜂の巣の駆除などを実施。(高齢者事業団に業務委託)
4	給食サービス事業	概ね70歳以上の一人暮らしの高齢者やこれに準じた方で、調理が困難な世帯に、配食ボランティアが配達。 ボランティア 62人
6	小地域ネットワーク活動 (地域助け合いチーム)	一人暮らしの高齢者に、地域の人たちが除雪や草刈などを実施。

(3) 介護保険サービスの居宅サービス

介護サービス名	サービスの内容	厚真町を対象とする事業者
訪問介護 介護予防訪問介護	訪問介護事業所のホームヘルパーが要介護者等の自宅を訪問しての身体介護や家事援助。	厚真町社会福祉協議会ほか
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴事業者が入浴車と必要な介護職員を配置して、要介護者等の居室などで入浴。	苫小牧市(株)アースサポートほか
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーションの看護師が要介護者等の自宅を訪ね、医師の指示に基づいて療養上の援助や診療の補助。	北海道総合在宅ケア事業団 苫小牧地域 厚真訪問看護ステーション
訪問リハビリテーション 介護予防訪問 リハビリテーション	要介護者等の自宅を医師や理学療法士等が訪ねての、療養上の指導やリハビリテーション。	苫小牧市 光洋クリニックほか
通所介護 介護予防通所介護 (デイサービス)	要介護者等の心身機能の維持・向上を図るとともに、家族の介護に対する負担を軽減。 町内には2か所設置。	(1) あつまデイサービスセンター (2) 厚南デイサービスセンター
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	要介護者等の心身の機能が低下しないよう、医学的管理のもとで計画的に苫小牧市内の病院でサービスを提供。送迎は、週1回、町が実施。	苫小牧市光洋クリニック

介護サービス名	サービスの内容	厚真町を対象とする事業者
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活 介護 (ショートステイ)	要介護者等の自宅に医師や歯科医師が訪問し、療養上の管理や指導。	(1)特別養護老人ホーム「豊厚園」 (2)特別養護老人ホーム「慶寿苑」 ほか
短期入所療養介護 介護予防短期入所 療養介護 (ショートステイ)	医療施設で要介護者を一時的に介護。	老人保健施設、指定病院
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	要介護者等の自宅に医師や歯科医師が訪問し、療養上の管理や指導。	町内の医師、歯科医師
福祉用具の貸与・販売	要介護者等の日常生活を支援するための福祉用具のレンタルと販売事業者からの購入。	指定を受けた事業者
住宅改修	段差の解消や手すりの取り付けなど小規模な改修。町独自に10万円を上乗せ補助。	特に指定を受けた業者であることは不必要
居宅介護サービス 介護予防サービス 計画の作成	介護サービス・予防サービスを受けるためのケアプランの作成。	(1)あつま居宅介護支援事業 (厚真福祉会) (2)ほのぼのライフケアあつま (町社会福祉協議会) (3)厚真町地域包括支援センター (役場町民福祉課)

(4) 介護保険の地域密着型サービス

介護サービス名	サービスの内容	厚真町を対象とする事業者
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型 通所介護	語知症がある要介護者等の心身機能維持・向上を図るとともに、家族の介護に対する負担を軽減。	デイサービスセンターほんごう
認知症対応型共同生活 介護 介護予防認知症対応型 共同生活介護	語知症の高齢者を家庭的な雰囲気を持った小規模な施設で介護をし、症状の進行を防止(要支援2以上の方が対象)。	高齢者グループホーム「やわらぎ」

(5) 介護保険の施設サービス

施設区分	施設の種類	サービスの内容	施設名(整備目標/整備数)
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	サービス計画に基づいて、入浴、食事、排泄などの日常的な生活の世話や機能訓練、療養上の管理を行うサービス。	「豊厚園」など (730床/730床)
介護老人保健施設	老人保健施設	病院から自宅に戻るためのリハビリテーションや介護を受けたり、日常生活の世話をするサービス。	苫小牧市「ケアライフ王子」など (494床/438床)
介護療養型医療施設	療養型病床群	病気の治療をしながら介護や機能訓練などを受けることができるサービス。	苫小牧市内の病院など (424床/192床)

※ () の数字は、厚真、安平、むかわ、苫小牧、白老(東胆振圏)にあるベッド数

(6) 介護保険の地域支援事業サービス

区分	No	事業名	サービス内容
介護予防事業		生活自立支援事業 (生き生きサポート事業)	特定高齢者(要支援、要介護状態となるおそれのある方)を対象に、総合ケアセンターゆくりを利用し、レクリエーションなどを実施。 (町社会福祉協議会委託)
	2	パワー リハビリテーション	保健師や健康運動指導士等でチームを編成し、転倒や骨折など老化による虚弱化を予防するため、医療トレーニングマシンを使用した高齢者のリハビリテーションを総合ケアセンター「ゆくり」で実施。
包括的 支事業	3	介護予防 マネジメント事業	介護予防事業のサービスを受けるため、ケアプランを作成。 (厚真町地域包括支援センターで実施)
任意 事業	4	家族介護教室	要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室の開催。
	5	介護用品の支給	在宅で介護を受けている要介護4以上の要介護者が使用する紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤などの介護用品を支給。 (住民税非課税世帯の方が対象)
	6	家族介護者交流事業 (リフレッシュ事業)	要介護者を介護している家族に、温泉などでリフレッシュしてもらうため東胆振3町(厚真町、安平町、むかわ町)共同で実施。